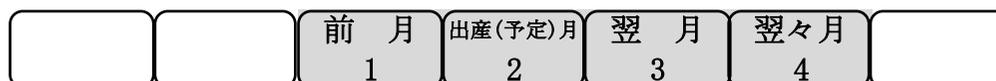


産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置の導入

【概要】 子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る保険税のうち、産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

【対象者】 国民健康保険の被保険者のうち、出産する人。出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も減額措置の対象となる。

【対象期間】〔単胎妊娠の場合〕 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間



〔多胎妊娠の場合〕 出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間



※ 施行日前の出産であっても、施行日以降に減額対象期間が含まれている場合は対象となることから、令和5年11月の出産から対象となる。

【減額対象額】 産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額

※ 被保険者均等割額については、低所得世帯で均等割保険税の軽減措置（7・5・2割軽減）の適用を受けている場合は、軽減後の額から4か月分又は6か月分が減額となる。

【負担割合】 国1/2、県1/4、市1/4

【施行日】 令和6年1月1日

総 税 市 第 8 5 号  
令和5年8月21日

各 道 府 県 総 務 部 長  
殿  
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長

総務省自治税務局長  
(公 印 省 略)

市（町・村）国民健康保険税条例（例）の一部改正について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和6年1月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、別紙のとおり、市（町・村）国民健康保険税条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付しますので、この旨、貴都道府県内市町村に対しても御連絡願います。

※本条例（例）中『 』でくくられた部分は、場合分けをしている部分です。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

**第3条** 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 略

○ 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年総税市第16号）

**第一章 一般的事項**

一 賦課徴収に関する規定の形式

(2) 条例の制定に当たっては、法律が条例の定めるところによることとしている事項及び法律が地方団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律、政令、規則において明確に規定され、各地方団体ごとの選択判断の余地のないものについても、住民の理解のうえで最小限度必要なものにあつては、重複をいとわず総合的に規定することが適当であること。（法3）

保 発 0 7 2 0 第 4 号  
令 和 5 年 7 月 2 0 日

都 道 府 県 知 事 }  
地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政省令の公布について（通知）

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号。以下「整備政令」という。）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第95号。以下「整備省令」という。）が本日付で公布された。

整備政令及び整備省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

## 記

### 第1 整備政令の概要

#### 1 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。）の一部改正

##### (1) 出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置に関する事項

ア 世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

（第29条の7第5項第8号関係）

イ アに基づき減額する額は、出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める

場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とする。(第29条の7第5項第9号関係)

(2) その他所要の改正を行う。

## 2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)の一部改正

(1) 市町村の国民健康保険に関する特別会計への繰入金の算定方法等に関する事項

ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の3の3第1項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、同法の規定により保険料を徴収する市町村にあっては(一)に掲げる額とし、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により国民健康保険税を課する市町村にあっては(二)に掲げる額とする。(第4条の5第1項関係)

(一) 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が1の(1)に定める基準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の国民健康保険法第72条の3の3第1項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額)

(二) 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第703条の5第3項に定める基準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の国民健康保険法第72条の3の3第1項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額)

イ 国民健康保険法第72条の3の3第1項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計(同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定)に繰り入れるものとする。(第4条の5第2項関係)

ウ 国民健康保険法第72条の3の3第1項の規定による繰入れについて国及び都道府県が行う負担は、当該繰入れが行われた年度において行うものとする。(第4条の5第3項関係)

(2) その他所要の改正を行う。

## 3 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正

(1) 出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について、1(1)に準じた改正を行う。

(2) その他所要の改正を行う。

## 第2 整備省令の概要

1 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正

整備政令による改正後の国保令第 29 条の 7 第 5 項第 9 号において厚生労働省令で定めることとしている場合は、以下のいずれかとする（第 32 条の 10 の 2 関係）。

ア 被保険者が出産した後に、国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額を受けるための届出を行った場合

イ 被保険者が出産した後に、出産した被保険者の属する世帯の世帯主が、当該届出を行っていない場合であって、市町村が当該届出で届けられるべき事項を確認することができる場合

2 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）の一部改正

改正法により、出産被保険者に係る国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、以下の改正を行う。

ア 調整対象需要額及び市町村調整対象需要額の算定にあたって、保険給付費の支給並びに前期高齢者納付金及び介護納付金の納付に要した費用から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える（第 4 条関係）。

イ 国保令第 29 条の 7 の 2 第 2 項又は地方税法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等の保険料（税）を減額する場合に交付される特別調整交付金の額の算定にあたって、賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料の総額を賦課期日における被保険者の総額で除して得た額（市町村の平均保険料）に保険料軽減制度の対象となる特例対象被保険者等の総数を乗じて得た額から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える（第 6 条関係）。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

3 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年省令第 11 号）の一部改正

(1) 改正法による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）により、市町村が条例又は地方税法の規定に基づき出産被保険者に係る国民健康保険料（税）につき減額した額の相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額の算定方法を定める。（第 6 条の 5 関係）

(2) その他所要の規定の整備を行う。

4 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）の一部改正

(1) 市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率の算定において、新国保法第 72 条の

3の3第1項の規定による繰入金を、市町村標準算定基礎額及び都道府県標準算定基礎額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用のための収入に含めないこととする。（第27条第2項）

(2) その他所要の規定の整備を行う。

### 第3 施行期日等

#### 1 整備政令

##### (1) 施行期日

整備政令は令和6年1月1日から施行する。（附則第1項）

##### (2) 経過措置

第1の1(1)に掲げる事項は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。（附則第2項）

#### 2 整備省令

整備省令は、令和6年1月1日から施行する。（附則）